

海岸保全施設整備事業（侵食対策事業）（継続）

【1, 385（1, 441）百万円】

対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土を保全することを目的として、海岸保全施設の整備を推進します。

（海岸保全施設等の現状）

- ・ 平成19年に発生した台風4号や新潟県中越沖地震などのように、近年甚大な自然災害が多発化しています。
- ・ 地球温暖化の進行に伴って大雨の頻度や熱帯低気圧の強度が高まるなど被災リスクが増大しています。

政策目標

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の面積の減少

<内容>

農地及び農業用施設を波浪による海岸の侵食から未然に防ぐため、被害が発生するおそれのある地域について、堤防や離岸堤などの海岸保全施設の新設・改良工事を実施します

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 地方公共団体等
2. 補助率 1 / 2等
3. 事業実施期間 昭和33年度～

【担当】 農村振興局防災課

山村・下河辺（03）6744-2199（直）